

2024年度仙台市科学館友の会入会手続きのご案内

仙台市科学館友の会は、仙台市科学館の諸活動への協力を通じて、科学に親しみ、会員同士の親睦を深めることを目的に活動しており、会員になると、常設展の無料入場、友の会が主催する研修会への参加等の特典をご利用いただけます。

仙台市科学館友の会への入会を希望される場合は、以下の手続きでお申し込みください。

<申込受付の開始>

科学館友の会の入会の申込みは **2024年3月1日** から受付を開始いたします。

<手続きに必要な書類>

仙台市科学館 2F 事務室及び 3F 総合案内で配布しております。

① 友の会専用振込用紙 ② 申込用紙 ③ アンケート用紙

<手続きの方法>

① 友の会専用振込用紙に必要事項をご記入のうえ、最寄りの郵便局から会費をお振込みください。

年会費	◆ジュニア会員（小学～高校生）……¥1,000	◆一般会員（大学生等も含む）…¥3,000
	◆家族会員（ご家族何名様でも）……¥4,000	◆賛助会員 ……………¥20,000

※ 必ず同封の振込用紙でお振込みください。（振込用紙への記入は裏面の記入例をご参照ください。）

※ お振込みは、郵便局の窓口またはATMをご利用ください。

※ 現金で振り込む場合、「現金利用時加算金」110円の支払いが別途発生し、振込人のご負担となります。

なお、郵便局口座から振り込む場合、上記加算金は発生しません。

※ 臨時休館等に伴う年会費の返還や会員期限の延長はいたしません。

② 『振込用紙の半券（払込金の受領証）』またはそのコピーと、必要事項を記入いただいた『申込用紙』、『アンケート用紙』をご持参のうえ直接科学館 2F 事務室にお越しください。

郵送でも受け付けをいたします。郵送の場合は、下記までご送付ください。

郵送先：〒981-0903 仙台市青葉区台原森林公園 4 番 1 号 スリーエム仙台市科学館内
仙台市科学館友の会 宛

※ お預かりした個人情報 は科学館友の会の管理運営以外の目的で用いることはございません。

③ 直接科学館 2F 事務室にお越しいただいた場合、書類及び入金確認後、登録手続きを行い、その場で『会員証』をお渡しします。

また、申込書類をご郵送いただいた場合は、書類及び入金確認後、登録手続きを行い、『会員証』を郵送いたします。（郵送料は友の会で負担します。）

会員証の有効期間は 2024年4月1日～2025年3月31日 となります。

<その他>

- ・令和 6 年度は、10 月より 3 階展示室のリニューアル工事が予定されています。
- ・ご不明な点がございましたら、仙台市科学館友の会事務局（TEL：022-276-2201）までご連絡ください。

<振込用紙記入例>

【例1】ジュニア会員になる場合

新規・継続、会員区分は、該当するものを○で囲んでください。継続の場合は、旧 No も忘れずにご記入ください。

お子様のお名前等をご記入ください。ご兄弟・姉妹等で入会される場合、全員のお名前等をご記入ください。

該当する年会費をご記入ください。兄弟二名の場合 ¥2,000 になります。

保護者のお名前・ご住所等をお忘れなくご記入ください。こちらのご住所に郵便物等を送付します。

※ジュニア会員はお子様お一人につき、年会費は¥1,000 です。

【例2】家族会員になる場合

新規・継続、会員区分は該当するものを○で囲んでください。継続の場合は、旧 No も忘れずにご記入ください。

入会を希望されるご家族のお名前等をご記入ください。

入会を希望されるご家族の人数をご記入ください。

家族会員の場合は、何名様でも ¥4,000 になります。

代表の方のお名前・ご住所等をお忘れなくご記入ください。こちらのご住所に郵便物等を送付します。

※家族会員については、同居のご家族何名様で入会されても年会費は¥4,000 です。

仙台市科学館友の会会則

(名称)

第1条 この会は、仙台市科学館友の会（以下「友の会」という。）といい、事務局を仙台市科学館内におきます。

(目的)

第2条 この会は、仙台市科学館の諸活動に協力するとともに、科学に親しみ、会員同士の親睦を深めることを目的とします。

(事業)

第3条 この会は、目的達成のために次の事業をおこないます。

- (1) 科学館の事業に対する協力
- (2) 見学会、観察会、講座・教室などの実施
- (3) 友の会会報の発行
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 この会の趣旨に賛同する個人および団体をもって会員とします。会員の区分は、つぎのとおりとします。

- (1) ジュニア会員（小・中・高校生）
- (2) 一般会員
- (3) 家族会員
- (4) 賛助会員

(会員登録)

第5条 入会を希望するときには、所定の申込書に必要事項を記入し、友の会事務局に申し込み、登録を受けます。会費は郵便振替で納入します。

(会員期間)

第6条 会員としての期間は、会員登録の日時にかかわらずその年度末までとします。

(会費)

第7条 年会費は、次のとおりです。

- (1) ジュニア会員 1,000円
 - (2) 一般会員 3,000円
 - (3) 家族会員 4,000円
 - (4) 賛助会員 20,000円
- 2 年会費は、一括前払いとします。

(会員証)

第8条 会員には、会員証(メンバーシップカード)を発行します。

- 2 会員証は、会員以外に貸したり、譲ったりすることはできません。
- 3 会員証を紛失または破損や汚れによって使用が不可能になったときには、友の会事務局で再交付をします。

(特典)

第9条 会員には、次の特典があります。

- (1) 科学館のおこなう各種行事の広報などが送付されます。
- (2) 科学館の常設展の入館が無料、特別展の入場が割引となります。
- (3) その他の特典については、友の会通信等を通して会員に伝えます。

(異動等)

第10条 会員は、住所、氏名などに変更があった場合には、速やかに友の会事務局に届け出ます。

- 2 会員としてふさわしくない行為があった場合には、退会させられることがあります。

(役員等)

第11条 この会には、次の役員をおきます。

- 会長(1) 副会長(1) 運営委員(5名程度) 会計(2) 監査(2)
- 2 この会には、顧問をおくことができます。

(会議)

第12条 この会は、次の会議を開きます。

- (1) 総会には、定期総会と臨時総会があり、事業計画、予算、決算、会則改定など重要なことを決めます。
- (2) 定期総会は、毎年1回、年度始に開催します。
- (3) 臨時総会は、必要に応じて会長が会員を招集して開催します。
- (4) 運営委員会は、必要に応じて会長が役員を招集して開催します。

(会計)

第13条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てます。

- 2 会計年度は、4月1日から始まり、翌年の3月31日までとします。

(改正)

第14条 この会則の改正には、総会出席者の3分の2以上の賛成が必要です。

付 則 この会則は、平成 9年6月28日から施行します。

付 則 この会則は、平成11年4月24日から施行します。

付 則 この会則は、平成13年4月28日から施行します。

付 則 この会則は、平成16年4月24日から施行します。

付 則 この会則は、平成17年4月24日から施行します。

付 則 この会則は、平成18年4月23日から施行します。

付 則 この会則は、平成25年5月 1日から施行します。

付 則 この会則は、平成28年4月17日から施行します。

仙台市科学館友の会アンケート

▼次のアンケートにご協力ください【選択肢のあるものは○で囲んでください】。

1. お答えいただいているあなたは？【小学生・中学生・高校生・大学生/一般】
2. あなたは何会員ですか？【ジュニア会員・一般会員・家族会員・賛助会員】
3. 入会は初めてですか？【はい（新入会員）・いいえ（継続会員）】
4. 年間での来館回数をお書きください。 およそ【 】回
5. 友の会について何で知りましたか？（○で囲む）
①看板 ②科学館ホームページ ③館内のチラシやポスター
④知人の紹介 ⑤その他（ ）
6. 友の会会員になった理由を教えてください。（○で囲む，複数回答可）
①入館料がかからなくなる ②研修会に興味をもった
③科学に興味関心がある ④その他（ ）
7. 入会金は？（高い・少し高い・ちょうどいい・少し安い・安い）
8. あなたはどんな研修会を希望しますか？
【 】
9. 研修会を希望する曜日は？【火・水・木・金・土・日・祝祭日】

◆ 大人の方に質問します *****

10. 友の会の運営委員としてお手伝い頂けますか？【できる・わからない・できない】
11. あなたに友の会の研修会の講師をお願いできますか？【よい・わからない・無理】

◇ 上の質問で【よい・わからない】とお答えの方のみに質問します。*****

12. どんな内容の研修会であれば，講師を引き受けて頂けますか？
【 】
13. その研修会の参加者の対象は？【小学生以上・中学生以上・その他（ ）】
14. 連絡先をお願いします。
＜氏名＞ _____
＜電話・FAX＞ _____
＜E-mailアドレス＞ _____

◆継続会員の方にはお願いです *****

昨年度の感想や友の会へのご意見などをご記入ください。